

調節池のネーミングライツ事業 募集要項

埼玉県(以下「県」という。)では、調節池について、ネーミングライツの命名権者を次のとおり募集します。

1 ネーミングライツ対象施設、募集単位について

(1)施設名

別紙 2「対象施設の概要」のとおり(県内30の調節池 ※複数箇所への応募も可能)

(2)所在地

別紙 2「対象施設の概要」のとおり

(3)施設概要

調節池は、大雨時の河川水位の上昇を抑制し、洪水被害の軽減を図るため、河川流量の一部を一時的に貯留する施設です。

また、平常時には公園や運動グラウンド等として利用され、地域住民の憩いの場として活用されている箇所も多くあります。

各調節池の個別の概要は別紙 2「対象施設の概要」のとおりです。

2 募集の概要

(1)応募資格

ア 応募資格は別紙 3「応募資格」のとおりです。

イ グループで応募する場合は、次の事項に留意してください。

(ア)グループを構成する全ての法人その他の団体が応募資格を有すること

(イ)グループを代表する法人又は団体を定めること

(ウ)単独で応募した法人又は団体は、グループの構成員になることはできないこと

(エ)複数のグループにおいて同時に構成員になることはできないこと

ウ 応募に当たっては、広告代理店を通じての提出も可能とします。その場合、委任状(様式2)を併せて提出してください。なお、広告代理店の提出に要する経費の一切について、県はお支払いしません。

(2)応募条件

県が希望する契約金額 (年額・税抜)*1	県が希望する 契約期間	応募可能な 契約期間*2	愛称使用開始時期 (予定)
40,000 円以上 (1箇所あたり)	5年 (令和13年3月まで)	3年以上5年以下	令和8年8月

*1 命名権料は、本県が定める契約希望額以上とします。なお、応募いただく命名権料には、消費税及び地方消費税は含まないでください。支払時に別途、消費税及び地方消費税が必要となります。

*2 応募可能な契約期間内であれば、県が希望する契約期間よりも短期間での応募も可能ですが、応募期間は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。なお、県が希望する契約期間よりも長期間での応募はできませんが、期間満了後、契約の更新を希望する場合には、優先交渉権を付与します。

また、契約期間の満了日は、応募者が希望する契約期間にかかわらず、契約最終年度末日までとなります。

*3 初年度の契約が1年間に満たない場合は、命名権料は月割とします。1月未満の端数については、日割計算は行わず、1月として取り扱います。

3 愛称について

(1)命名に関する条件

ア 法人等が付与する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正を行うことはできません。

イ 利用者の混乱を避けるため、法人等は契約期間内の愛称の変更はできません。

ウ 愛称には、正式名称を含めることとします。

(例: ●●●△△△調節池、●●●(△△△調節池))

※ ●●● :愛称名

△△△調節池 :正式名称

(2)使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当すると認められる愛称は、命名又は使用することができません。

ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

イ 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 基本的人権を侵害しうるもの又はそのおそれのあるもの

エ 政治性のあるもの

オ 宗教性のあるもの

カ 社会問題について特定の主義又は主張に当たるもの

キ その他県有資産の愛称として使用することが適当でない認められるもの

(3)愛称の範囲

対象施設の「愛称」として、法人名、商品名、ブランド名等を冠することができます。ただし、一般に理解しやすいものとしてください。法人やブランドのロゴマーク等も使用することができます。

4 愛称の表示箇所等(命名権者のメリット)

(1)施設の愛称表示

■主な表示・周知方法

ア オンライン地図サービスへの反映働きかけ

県は、主要なオンライン地図サービスに対し、愛称の使用を働きかけ、反映された場合には、**地図上に愛称が表示されます。**

イ 「調節池カード」等への愛称表示

県は、調節池の魅力発信や理解促進を目的に、**カード等の広報物を作成する予定**であり、これらの広報物に愛称を表示します。

ウ 複数箇所への応募による広域的な認知効果

複数箇所への応募も可能です。別紙1「調節池ネーミングライツ公募箇所図」では、地域ごとに調節池の位置を示しています。例えば、**同一地域内や複数の地域の調節池を組み合わせ**て愛称を付けていただくことで、**1箇所のみ愛称を付与する場合と比べ、より広いエリアで愛称が認知される効果が期待**できます。

エ 県ホームページでの紹介ページ掲載

県ホームページに施設紹介ページを作成し、**愛称及び命名権者等の情報を掲載**します。

■その他の表示方法等

オ 既存看板類の愛称入り表示への変更

対象施設に既に看板等が設置されている場合は、その表示を愛称入りのものへ変更することができます。各施設に看板等が設置されているか確認したい場合は、「7 応募手続き (2)申込方法等 ウ 質問事項の受付」に基づき、お問い合わせください。

カ 新規看板設置による愛称表示

対象施設に新たに看板等を設置し、愛称を表示することができます。

キ 周辺道路標識等の表示変更

周辺の道路標識等における表示変更を希望する場合は、県及び関係機関と協議の上、変更可能なものについて変更することとします。

※看板等の設置・変更及び原状回復等、工事が伴うものについては、命名権者が実施することとし、施工の範囲、実施時期及び内容については、県及び関係機関と協議の上決定することとします。これは、既存の名称看板の変更を必ず求めるものではありません。なお、屋外広告物を設置する際には事前に施設が所在する市町村の担当窓口にご相談願います。

(2)愛称表示以外の命名権者に付与するメリット

調節池は洪水を一時的に貯留することで地域の治水に寄与する重要な施設であることから、命名権者の社会貢献の取組が地域住民に広く認知される効果が期待できます。

(3)メリット付与の提案

県が示す愛称の表示箇所以外に希望する愛称の表示箇所がある場合や愛称表示のほかにネーミングライツに係るメリット付与の希望がある場合は、希望するメリット付与について、提案してください。優先交渉権者決定後、別途協議の上、メリット付与の可否等について、決定するものとします。なお、必ずしも提案いただいた内容を実現できるとは限りません。

(4)愛称普及に向けた県の取組について

- ア 命名権者決定後は、速やかに、報道機関への資料配布、ホームページ掲載等を通じて発表します。
- イ 県は、愛称の普及・定着を図るため、県の各種広報において愛称を使用するとともに、施設管理者やメディア、県内市町村等に対し、愛称の使用を働きかけます。

5 愛称の表示に伴い生じる費用の負担等について

(1)命名権者が負担

- ア 施設における名称看板の設置・変更及び原状回復等、工事が伴うものについては、命名権者がその費用を負担して実施することとします。
- イ 次に掲げるものに愛称を表示するときは、命名権者が必要な手続を行い、これに伴う費用が発生する場合は、命名権者が負担することとします。
 - (ア)屋外広告物条例による規制が適用されるもの
 - (イ)道路標識等の案内表示における名称変更
 - (ウ)行政財産の使用許可を受けなければならないもの(施設看板の新設等により公共施設の敷地を使用するとき)

(2)埼玉県が負担

県ホームページ、県広報紙、県が発行する印刷物の表示費用は県が負担します。
ただし、印刷物は愛称使用開始後に作成開始するものを対象とし、既成の印刷物の表示
変更費用は、命名権者の負担となります。

(3)その他

その他、愛称使用に伴う費用負担の詳細は、協議の上、決定します。

6 命名権料の活用用途

河川管理施設の維持管理等に活用します。

7 応募手続

(1)命名権者の募集期間

令和8年3月23日(月)から6月30日(火)まで(電子メール、各証明書必着)

(2)申し込み方法等

「埼玉県ネーミングライツ申込書(様式1)」等をダウンロードして、必要事項を記入し、電子メールにより提出してください。ただし、電子メールによる提出であっても、「登記事項証明書(履歴事項全部証明書)」及び「法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書」については、持参又は郵送(簡易書留もしくはレターパックなどの配達記録が記録される方法を推奨)とします。同時に複数調節池へ応募することも可能です。その場合は、「様式1別紙」を応募箇所数分作成し、提出してください。その他の書類は申込者1者につき1部のみで結構です。

なお、電子メールによる提出時には、その旨を電話にてご連絡ください。

また、グループ応募の場合は、構成する全ての法人その他団体について必要書類を提出してください。

ア 提出書類

- ①埼玉県ネーミングライツ申込書(様式1、様式1別紙)
- ②委任状(様式2)
※ 代理人が申し込む場合は、「委任状(様式2)」を添付してください。
- ③命名権者として県と契約締結を希望する法人等の概要(様式3)
- ④誓約書(様式4)
- ⑤地域貢献や施設活用等に対する考え方、活動実績及び今後の計画(様式5)
- ⑥役員名簿(様式6)
- ⑦愛称に商品名を使用する場合、当該商品の概要の分かるもの

⑧会社概要及び直近の会計年度の事業計画書

⑨直近3か年の決算報告書

⑩登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

⑪法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書

⑫商標登録が確認できる書類(ロゴを表示する場合)

※ 法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書(3の3)を提出してください。

※ 法人都道府県民税及び法人事業税は、県税事務所等発行の直近3事業年度分の納税証明書を提出してください。

イ 提出・連絡先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号 埼玉県庁第二庁舎3階

河川環境課 河川維持担当

TEL:048-830-5114

電子メール: a5110-02@pref.saitama.lg.jp

※ 持参の場合の受付時間 8:30~12:00及び 13:00~17:15(土日祝日を除く)

※ 郵送の場合は、封筒に「ネーミングライツ申込書関係書類在中」と記載してください。

ウ 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア)受付期間

令和8年3月23日(月)から5月29日(金)午後4時まで

(イ)受付方法

募集要項の内容等に関する質問書(様式7)に記入の上、電子メールで提出してください。

電子メール宛先: a5110-02@pref.saitama.lg.jp

(ウ)回答方法

質問及び回答は、埼玉県ホームページにおいて公表します(質問者名は表示しません)。

URL:<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1008/chosetsuchi.html>

8 選定方法

(1)選定委員会を設置し、提出書類を基に、命名権者、命名権料、希望愛称期間、希望愛称、社会・地域貢献等活動の内容等を総合的に検討し、応募者から優先交渉権者を選定します。

(2)選定結果は、全ての応募者に文書で通知します。

(3)優先交渉順位の決定後、県は優先交渉権者と個別にネーミングライツ事業契約の締結に係る交渉を行い、県及び優先交渉権者双方の合意がなされたのち、正式に命名権者として決定します。

交渉の結果、協議が成立しない場合は、優先交渉順位で次点につけている者を繰り上げて優先交渉権者として交渉できるものとします。なお、代理店等を経由して応募があった場合においても、ネーミングライツ事業契約は県と命名権者間で締結します。

(4)決定した命名権者については、埼玉県ホームページ等を通じて公表します。なお、応募内容及び選定結果等については、埼玉県情報公開条例の定めるところにより、公開されることがあります。

9 申込みの無効

応募申込書を提出後、応募資格がないことが判明した場合は、申込みを無効とします。